

都市・地域整備局の主な政策課題について

国土交通省 都市・地域整備局

平成22年4月

都市・地域整備局の主な政策課題

1. 我が国の成長を担う東京等の国際競争力の強化 P 1
2. PPPによる地域の個性を活かしたまちの再生 P 2
3. コンパクトなまちづくりの推進 P 3
4. 条件不利地域等の地方振興の推進 P 4
- 地域の自立・活性化の支援①～④ P 5
- 都市・地域整備局が所管する地域振興立法について P 9

都市・地域整備局のその他の政策課題

1. 都市におけるみどりの総合的な保全・創出の推進 P10
2. 歴史まちづくりの推進 P11
3. 良好な水環境の創出 P12
4. 下水道における安全・安心なくらしの実現 P13
5. 下水道におけるグリーン・イノベーションと技術開発・国際展開 ... P14

都市・地域整備局所管の主要な法律 P15

都市・地域整備局の組織と役割 P16

地方支分部局の組織 P17

都市・地域整備局の各課の主な業務 P18

審議会関係 P32

都市・地域整備局の主な政策課題

1. 我が国の成長を担う東京等の国際競争力の強化

【現状】

- 対日直接投資が大幅に減少し、日本の1人当たりGDPも長期低下傾向。
- 東京と他の主要な国際都市と比べると、経済成長率が低く、優良な投資対象が限定されているなどの指摘があるほか、「交通・アクセス」、「文化・交流」、「居住」等が「弱み」。
- 上海や仁川では対内投資を促進し外資を誘致するため、国を挙げた取組を実施。我が国においても、東京をはじめとした大都市の国際競争力強化に向けて、早急に国を挙げて取組を強化することが必要。

【東京がアジアの各都市との関係で劣位にある指標】

国際空港までのアクセス		税負担		ビジネス立上げコスト		自然災害リスク		日常生活コスト	
香港	10位	ドバイ	1位	ヨハネスブルク	1位	トロント	1位	ヨハネスブルク	1位
シンガポール	15位	シンガポール	2位	メキシコシティ	2位	北京	2位	メキシコシティ	2位
北京	25位	香港	3位	サンパウロ	3位	パリ	3位	ヒューストン	3位
上海	27位	ソウル	4位	北京	4位	フランクフルト	3位	シンガポール	9位
東京	31位	東京	15位	上海	7位	シンガポール	6位	上海	11位
ソウル	32位	北京	19位	シンガポール	9位	上海	15位	北京	13位
		ソウル	15位	東京	13位	ソウル	16位	シンガポール	15位
		上海	19位	ソウル	15位	香港	18位	ソウル	18位
				香港	19位	東京	20位	東京	20位

【森財団】
都心から国際空港までの距離・時間

【PwC】
税金等としての強制付加金の総額

【PwC】
作業スペース1人分

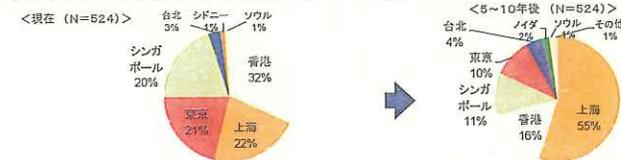
【PwC】
各地域の地震、台風

【PwC】
住居費も含めた都市における生活コスト

- 「世界の都市総合ランキング(2009年)」財団法人森記念財団
- 「Cities of opportunity(2009年)」PRICE WATER HOUSE COOPERS

【アジア主要都市の評価】

◆ アジア・パシフィック地域におけるビジネスの中心都市



◆ アジア・パシフィック地域における総合的に魅力的な都市



(出典)2006年アジアビジネスパーソン意識調査(森ビル)

【検討課題】

- 国家戦略による都市の再構築とそれを実現するための官民連携によるワンストップ型の体制の整備。
 - 羽田の国際化などのインパクトを最大化する拠点的な都市整備の推進。
 - 既存ストックを活用した、老朽化した都心や駅前市街地のリニューアルの推進。
 - 積極的な民間活動・投資を支援する観点からの規制・手続きの見直し。
 - 民間資金(個人金融資産1,400兆円や海外資金)の都市関連市場への円滑な誘導のための枠組みの整備。
 - 環境共生型都市開発の先進的モデルの海外展開の推進。
- ※都市再生特別措置法については、都市再生促進税制・まち再生促進税制が平成22年度末に、民間都市再生事業計画に係る大臣認定制度が平成23年度末に期限切れ。

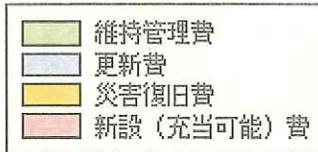
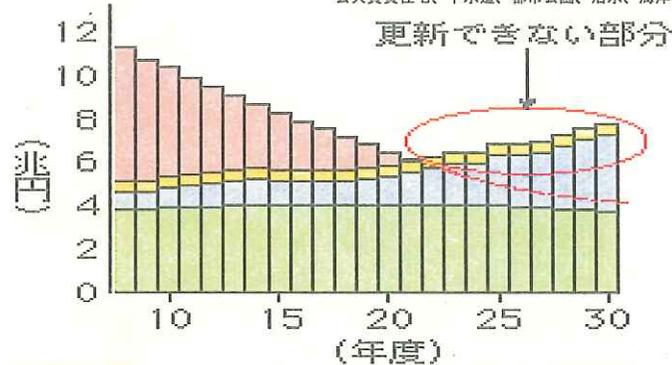
2. PPPによる地域の個性を活かしたまちの再生

【現状】

- まちの成熟とともにインフラの維持費は急激に増加していく一方、古い市街地のインフラは、魅力向上、環境、災害対応、バリアフリー化等の課題に対応できず。
- 公共空間における収益事業の展開、公共施設の改廃手続き等に制約が存在。
- 町家等の歴史的・文化的価値を有する建造物の保存は、文化財保護法や歴史まちづくり法の枠組みのみでは限界があり、消失を続けている。

【社会資本（※）の維持管理・更新費の見通し】

（※）国土交通省所管の社会資本（道路、港湾、空港、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸）



2005年度以降の投資可能総額の伸びを、国が管理主体の社会資本は対前年比△3%、地方は△5%と仮定した場合、投資可能総額が不足し、2022年度以降、社会資本が更新できなくなる。

（出典）平成17年度「国土交通白書」

【東京都区部の下水熱エネルギーのポテンシャル】

下水熱エネルギー : 3,767万GJ/年

- ・ 40万世帯が1年間に冷暖房に使用できるエネルギーに相当
- ・ CO₂換算 約260万トン
(15,000ha (山手線内側の約2.5倍)の森林吸収分に相当)

＜地域冷暖房に利用した事例＞後楽一丁目（平成6年度）



- ・ JR水道橋駅北側のオフィスビル、ホテル等へ熱供給し、空気熱源ヒートポンプと比べて約40%のCO₂削減効果

【検討課題】

- 公共施設用地、公有地等の公共アセットの有効活用による民間ビジネスの活性化。
- これまで活用されていなかった、公共が有する未利用エネルギー・資源の利活用。
- 官民協働による「新しい公共」的まちづくり主体の活動環境の整備。
- 歴史的まち並みの保全・再生・活用における官民連携の推進。

3. コンパクトなまちづくりの推進

【現状】

- 病院等の郊外への流出による高齢者等の利便性の低下、市街地の低密度化による都市経営の非効率化の進展。
- 公共交通の利便性低下によって、高齢者の外出が減少し、まちなかが衰退。
- CO2の大幅な削減の必要性に伴い、都市のコンパクト化と併せた都市・街区単位での面的なエネルギーの効率的利用の促進が必要。

【都市経営の非効率化】

富山市の場合、仮に市街地の低密度化が進行した場合、住民一人当たりの行政コストが、H17→H37で、**12%アップ**の恐れ

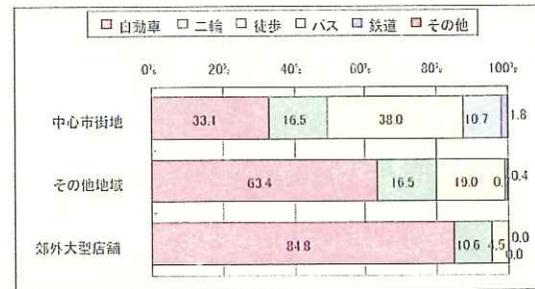
【一人暮らしの高齢者の外出手段】



出典：内閣府(2002)「一人暮らし高齢者に関する意識調査」

【中心市街地における交通手段】

新潟都市圏における着トリップ別代表交通手段分担率(買い物目的)



一人暮らしの高齢者の外出手段は徒歩中心であり、中心市街地での生活がしやすい。

【面積・人口がほぼ同じ前橋市と高知市のCO2排出量の比較】

	前橋市	高知市
可住地面積割合	85% (低密度)	39% (高密度)
自動車依存度	高い	低い
運輸旅客部門の1人当たりの年間CO2排出量	1.21t (約4割多い)	0.87t

低密度な都市では自動車依存が強く、1人当たりCO2排出量が多い傾向。

【検討課題】

- 医療・福祉施設のまちなかへの誘導とまちなかへの住替えの促進、市街地の拡大の抑制。
- 公共施設の有効活用や規制緩和によるまちなかの利便性の向上。
- 都市計画制度のあり方の検討。

4. 条件不利地域等の地方振興の推進

【現状】

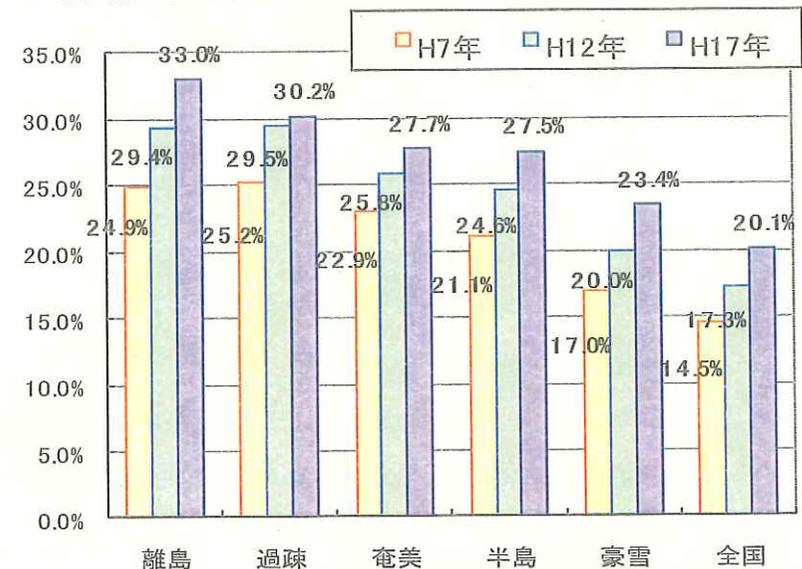
- 豪雪、離島（奄美・小笠原含む）、半島地域等の条件不利地域では、社会資本整備は着実に進展してきたものの、都市部との経済面、生活面の格差は依然大きい。
- 条件不利地域では、若年層を中心に人口流出が続き、昭和40年代以降ほぼ一貫して人口減少が継続するとともに、高齢化が進展。
- 地場産業の成長も一部で見られるものの、若年層の雇用機会としては不十分。
- 人口減少により一部ではコミュニティ活動の継続が困難化。

【条件不利地域と全国の人口減少率】

	離島	過疎	奄美	半島	豪雪	全国
人口減少率						
H2 ~ H7	▲ 6.8%	▲ 5.2%	▲ 4.9%	▲ 1.7%	▲ + 0.4%	▲ + 1.6%
H7 ~ H12	▲ 7.2%	▲ 5.4%	▲ 2.6%	▲ 2.3%	▲ 0.5%	▲ + 1.1%
H12 ~ H17	▲ 8.1%	▲ 5.4%	▲ 4.4%	▲ 3.7%	▲ 1.6%	▲ + 0.7%

(出典) 国勢調査

【条件不利地域と全国の高齢者比率】 (注) 高齢者比率は全人口に対する65歳以上人口の比率



(出典) 国勢調査

【検討課題】

- 地域資源や既存ストックを活用した多様な交流の促進。
- 住民やNPO等との協働・連携による自立的取組の活性化。
- 地域の実情を踏まえたハード整備とソフト施策一体の総合的な振興のあり方。

地域の自立・活性化の支援①

住民、NPOとの協働・連携により地域資源を最大限活用した地域の自立・活性化の動きを支援

地域の課題への対応事例

共助による地域除雪の促進

雪国の人口減少、高齢化が進行する中、雪処理の担い手として地域内外の力を活用し、NPOや地域コミュニティの協力による、地域の除雪を促進。

事例：「越後雪かき道場」の取組み

首都圏等からの参加者に対し、地元の協力を得ながら、雪かきの技術・ノウハウを伝授する体験型交流を実施。事務局であるNPO法人中越防災フロンティアが参加者の募集、運営等を担当。(平成18年度スタート、これまでに13地区で25回開催、延べ参加者は約500名)



スコップの使い方実技指導



屋根上での作業風景

新潟県十日町

地域資源を活かした内発的・創発的活性化事例

半島の地域資源を活用した内発的・創発的活性化の取組

半島地域におけるNPO等による海・山の幸など地域資源を活用した内発的・創発的活性化の取組を支援。

事例：コミュニティカフェ「でる・そーれ」

青森県津軽半島の任意民間団体「つながる絆パーティー」が地域の高齢者や旅行者等の居場所となるコミュニティ・カフェ「でる・そーれ」を開設・運営。

(ポイント)

- ・地元の遊休スペースの活用(五所川原駅前の津軽鉄道本社1F)
- ・青森県産地鶏「青森シャモロック」と津軽産の完熟トマトのソースを使った特産品「シャモトマシチュー」を開発。
- ・観光資源であるストーブ列車と連携して地元の食材を提供。



コミュニティカフェ「でる・そーれ」



シャモトマシチュー

都市と農山漁村の交流を通じて、外部の力の導入を促進

都会の若者が地域と交流を行う事例

都市・農山漁村交流のマッチング

都会の若者が地域に入り、地域との交流を行う事業を支援

- ・ 生活の場としての地方を認識
- ・ 若者の視点から地域を見つめ直す機会の提供

これまで延べ115市町村に448名を派遣、そのノウハウの蓄積により、市町村が独自の事業として実施できる環境を整備



平成22年度は、交流の場の提供を行う市町村の情報を国土交通省が一覧的に発信することにより、交流を支援 (延べ28市町村を掲載)



おおちぐん おおなんちょう

(平成21年 島根県 邑智郡 邑南町)
「産直市みずほ」での販売体験等(大学生4名参加)

既存施設を活用した地域間交流施設の整備事例

廃校舎等の活用による交流の場の整備支援

市町村の創意工夫により、廃校舎など遊休化している既存公共施設を活用(ストックの改修利用)し、効果的な負担低減を図りつつ、必要な交流施設等の整備を支援(集落活性化推進事業)

<実施例>

廃校舎を、「神楽」や郷土料理などを資源とした都市住民との体験交流施設に改修整備

改修前



改修後(神楽練習場)



(平成21年 島根県飯南町)

離島自らの創意工夫による自立的発展を促進するための活動を支援

離島の総合交流推進支援事業の事例

全国の離島が一体となって 離島の持つすばらしさ、離島の特産品をアピール

都市住民や流通業者の「離島の情報をもっと知りたい」という要望に応えることにより、①交流人口の拡大、②UJターンの促進、③離島の特産品の販路拡大を通じて離島地域の活性化を図る。

- (1) 全国の離島が一体となって離島の持つ魅力をPRするために、東京において、各離島が参加、交流を行う大規模な交流事業(アイランダー)を開催。
- (2) 食の祭典「フーデックス”Foodex Japan ”」へ出展し、離島の特産品の販路拡大のため、PR活動を展開



アイランダーでの出展者と
来場者との交流



フーデックスでの出店

離島の活力再生支援事業の例

離島における先導的な取組を支援

離島地域自らの創意工夫を前提に、先導的な取組の実施を通じ、離島の国家的役割等の維持、新たな島づくりの担い手育成及び離島社会の維持・再生を図る取組を支援する仕組みを設けることにより、離島地域の活性化を図る。

また本事業で採択及び実施される取組が成果を上げ、他の離島地域の参考となることにより、離島地域全体の活性化につながることを期待。

(注) 平成21年度は「島づくり地方再生推進調査」として実施。



夕日の長浜海岸をウォーキングする
モニターツアー参加者
(鹿児島県種子島)



料理の鉄人による島料理の研究
(兵庫県家島)

地域の自立・活性化の支援④

奄美群島・小笠原諸島が抱える歴史的・地理的・自然的特性等、特殊事情による不利性を克服し、地域主体の取組による振興開発の推進、経済的格差是正、産業の振興等自立的発展に向けた事業を推進

奄美群島・小笠原諸島における生活基盤・社会基盤の整備

- ・外海離島の物流に必要な不可欠な港湾整備(名瀬港(奄美)・二見港(小笠原)等)
- ・山間部が多い島でも短時間で集落を結ぶことができる道路の整備(国道58号線等(奄美)、小笠原)
- ・干ばつの影響を受けず安定的な営農を行うための農業農村整備(奄美)

これらをはじめとした振興開発計画に基づく公共事業について、国庫補助率の嵩上げ、予算の一括計上による事業の総合性を確保しながら事業を促進



港湾整備 (名瀬港)

奄美群島の自立的発展に向けた施策

奄美群島における産業の振興・雇用機会の確保等を促進するための非公共事業の実施

事例1: 産業振興等地域資源活用や流通機能の強化

奄美群島における減少傾向にある沿岸水産資源の生態調査、豊富な森林資源の有効活用を図るための技術の確立等を目指す。また、農産物の流通拠点施設強化のため、老朽化した卸売市場を新たに整備。

事例2: 奄美群島体験交流事業

奄美群島全体を一つの博物館に見立てて総合的に事業展開を行う奄美ミュージアム構想、全国に誇れる長寿・子宝の島の魅力を活用した自主的な取組支援を行う。



大消費地での物産展の開催



マングローブパーク (奄美)

その他、人材育成支援、生活・環境保全対策、園芸農業を促進するための奄美農業創出支援事業等を実施。

小笠原諸島の自立的発展に向けた施策

小笠原諸島における特性に即した振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進するための事業の実施

事例1: ガイド育成、植生回復等事業

世界自然遺産への登録にふさわしい観光地としていくため、自然ガイドの育成やヤギの食害により裸地と化した箇所での植生回復、自然公園の整備等の事業を行う。

事例2: 医療・福祉複合施設の整備・運営

従前は村立診療所のみであったが、長期療養やリハビリテーションに対応した新たな診療所と高齢者入所施設を一つにした複合施設の整備を実施し、併せて運営に対する支援を行う。



観光ルートの整備



医療・福祉複合施設整備

都市・地域整備局が所管する地域振興立法について

法律名	所管省庁	スケジュール						備考
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年法律第73号) 【制定時：議員立法】	主：国交 共：総務、農水	基幹的な市町村道・公立の小中学校施設の特例がH24. 3. 31に失効 豪雪地帯対策の制度のあり方の検討 国会審議見込み						・法律そのものの期限はなし ・直近の特例延長等(H14)は議員立法による改正
離島振興法(昭和28年法律第72号) 【制定時：議員立法】	主：国交 共：総務、農水	離島振興の制度のあり方の検討 H25. 3. 31に失効 国会審議見込み						・直近の延長(H14)は議員立法による改正 ・島の振興議員連盟において検討する見込み
奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) 【制定時：議員立法】	主：国交 共：総務、農水	H26. 3. 31に失効						
小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)	国交	H26. 3. 31に失効						
半島振興法(昭和60年法律第63号) 【制定時：議員立法】	主：国交 共：総務、農水	H27. 3. 31に失効						・直近の延長(H17)は議員立法による改正
過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号) 【制定時：議員立法】	主：総務 共：農水、国交	第174回国会に6年間の延長を行う過疎法改正法案(議員立法)が提出され、成立						H28. 3. 31に失効
特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年法律第96号) 【制定時：議員立法】	主：農水 共：総務、国交	H24. 3. 31に失効						・農水省にて対応 ・直近の延長(H19)は議員立法による改正
山村振興法(昭和40年法律第64号) 【制定時：議員立法】	主：農水 共：総務、国交	H27. 3. 31に失効						・農水省にて対応 ・直近の延長(H17)は議員立法による改正

都市・地域整備局のその他の政策課題

1. 都市におけるみどりの総合的な保全・創出の推進

都市のみどりを取り巻く今日的な課題

- 少子高齢化社会の進展
- 公共事業費の減少
- 市民等の参画意識の高まり
- 地球温暖化対策のための低炭素型都市の実現
- 生物多様性の保全
- ヒートアイランド現象の緩和

環境に配慮した都市の成長のために都市公園の整備、緑化の推進、民有地の緑地の保全が必要

都市公園の整備

市街地等における緑の拠点整備

- ・ 生物多様性の保全や都市の防災性向上のための都市公園の整備

生物多様性の保全に配慮した都市公園



梅小路公園（京都府京都市）

都市の防災性向上に資する防災公園



大洲防災公園（千葉県市川市）

都市緑化の推進

公共公益施設や民有地の緑化推進 都市緑化の推進に係る税制等制度の充実

- ・ 緑化地域制度
- ・ 緑化施設整備計画認定制度 等

【緑化地域制度】

エリア毎に一定の緑化を義務付ける緑化地域制度の導入



緑化地域の指定（愛知県名古屋市長古市）

【緑化施設整備計画認定制度】

屋上緑化等に対する支援（固定資産税減免）



六本木六丁目地区第1種市街地再開発事業（東京都港区）

緑地の保全

都市に残る貴重な自然的環境の保全

- ・ 特別緑地保全地区の指定の推進 等

【特別緑地保全地区】

行為制限により良好な自然環境を保全



吉田山緑地保全地区（京都府京都市）

企業や市民との協働による都市の緑の保全・創出



びわこ地球市民の森（滋賀県守山市）

2. 歴史まちづくりの推進

古都保存法(S41)・明日香法(S55)

- ・戦後の急速な都市発展に伴い、京都、奈良、鎌倉等の古都における歴史的風土を開発から保存するため、S41に古都保存法が議員立法で制定。現在10都市が古都に指定
- ・明日香村については、全域を保存対象としつつ、歴史的風土の保存と住民生活との調和を図るため、明日香法(S55)により生活基盤整備等を支援



京都市 清水寺



明日香村 石舞台古墳

全国各地で歴史的建造物のあるまちなみが失われつつある中、古都保存行政の理念の全国展開として、歴史的建造物を保存・活用したまちづくりが必要



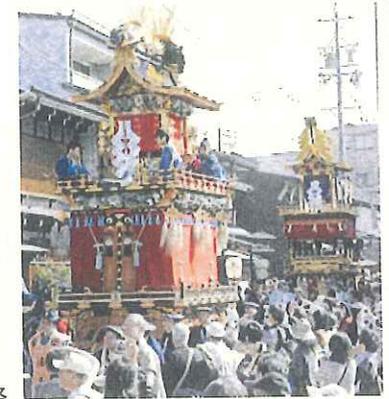
歴史まちづくり法(H20)

- ・H20に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」が制定
- ・国指定・選定文化財を有する市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣が認定
- ・認定計画に基づく取組を歴史的環境形成総合支援事業(H22 7.5億円)等により総合的に支援



金沢城と茶屋街

- ・京都市、金沢市、高山市等16市町が認定を受ける(H21末現在)
- ・今後も約100市町村が認定意向を持つなど、文化財行政とまちづくり行政の連携による歴史まちづくりが進展



高山祭

「地域資源の活用による地方都市の再生」
(「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月閣議決定))

今後の課題と方向性

- ・町家等歴史的建造物を活用したまちづくりは観光振興による地域活性化に効果的
- ・行政主体の保存のみでは限界がある中、民間活力による町家等の活用を一層促進するための施策が必要



京都市 町家からなる街並み



京町家を改修し、町家ステイサービスを実施している例

3. 良好な水環境の創出

(1) 汚水処理については、事業主体である地方公共団体自らが、各汚水処理施設の特性、経済性等を勘案して、地域の実状に応じた最適な整備手法を「都道府県構想」としてとりまとめ。近年の人口減少等を踏まえ下水道計画区域を適切に見直すとともに、ローカルルールの整備手法もと採用しつつ、効率的に整備

【課題】 関係省庁の連携強化、効率的な下水道整備・管理のための支援(計画・整備手法に係る技術的支援など)

(2) あわせて、高度処理や合流式下水道の改善により良好な水環境を創出

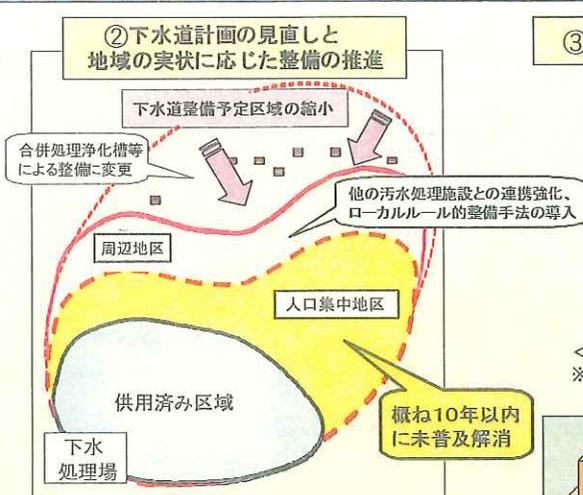
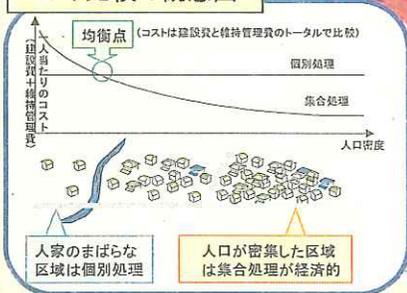
【課題】 新たな水系リスク(医薬品等)をマネジメントする手法の構築、広域的な水質保全を図るための関係機関との連携強化

(1) 効率的な汚水処理施設整備

凡 例	
	下水道事業
	農業集落排水事業
	コミュニティ・プラント
	浄化槽

① 都道府県構想図の例(福岡県)

コスト比較の概念図

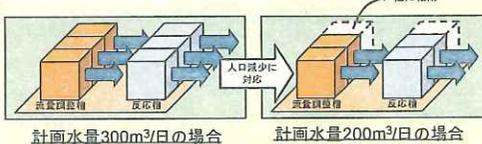


③ ローカルルールの整備手法の導入

< 露出配管(熊本県益城町)の例 >



< プレハブ式膜分離活性汚泥法(二戸市等)の例 >
※工場生産した規格ユニットを必要規模に応じて配置するもの。



(2) 閉鎖性水域の水質改善のための高度処理 合流式下水道改善対策

- ・三大湾等の閉鎖性水域では、**富栄養化による赤潮・青潮等の現象が発生。**
- ・海域に流入する汚濁負荷の早期削減が重要。



赤潮の発生(三河湾)

- ・合流式下水道では、**降雨時にし尿を含む未処理下水が放流。**
- ・下水道法にて定められた期限内に対策を完了するため、効率的・効果的に改善対策を推進。



お台場に漂着したオイルボール

(3) 下水処理水を再生利用

※下水処理水の再利用率は約1.5%



ヒートアイランド対策(東京都汐留地区) せせらぎの創出(東京都落合水再生センター) 農業用水に供給(香川県多度津町)

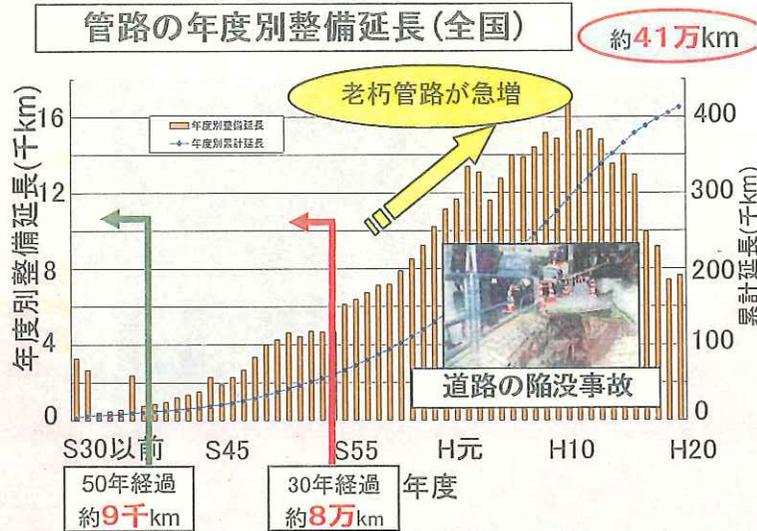
4. 下水道における安全・安心な暮らしの実現

(1) 下水道施設の戦略的維持管理

施設の老朽化に起因する事故や機能停止を未然に防止するため、**ライフサイクルコストの最小化**の観点も踏まえ、**長寿命化対策**を含めた**予防保全的管理**を推進

※管渠の老朽化に起因する道路陥没が年間約4,000件発生(H20)

【課題】点検から更新・管理までを含めたアセットマネジメント手法の確立



長寿命化対策の例(更生工法)

更生工法のイメージ



施工上の特長

道路を掘らずに
管きよをリニューアル

- ・工期の短縮
- ・コストの縮減
- ・交通への影響の低減
- ・騒音・振動の低減

(2) ゲリラ豪雨等に対応すべく**総合的な浸水対策**を推進

(3)地震時にライフラインである下水道機能を確保するため**耐震化**などの「**防災対策**」と被害の**最小化**を図る「**減災対策**」を推進

※東京都の浸水被害の約9割は内水氾濫による被害

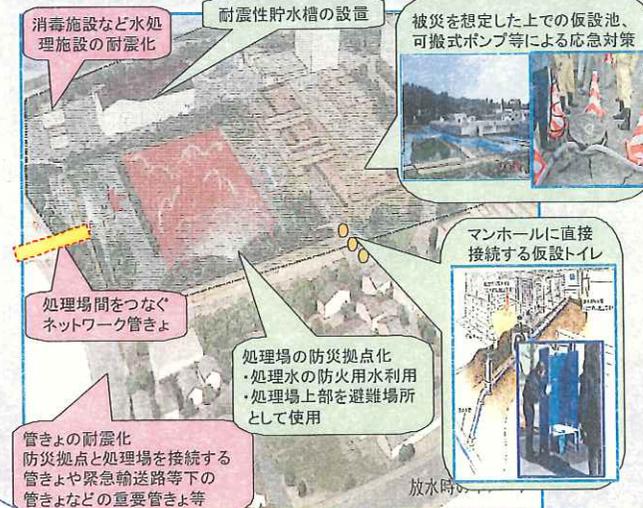
※重要幹線の耐震化率は約16%

【課題】都市・住宅政策等との連携によるソフト・自助の取組み促進

(2)ハード・ソフト・自助による総合的な浸水対策



(3)防災と減災による総合的な地震対策



防災対策
減災対策

5. 下水道におけるグリーン・イノベーションと技術開発・国際展開

下水道のバイオマス、金属資源、下水熱と
いった**未利用資源・エネルギー**を再生利用

※下水汚泥のバイオマス利用率は約1割

【課題】

- 民間企業等の優れた要素技術のシステム化(実証実験、基準化)
- 民間企業の先端技術・流通ノウハウを活用促進するための環境整備



バイオガスのバスへの供給(神戸市)
※現在、都市ガス供給に向けた実証実験中

下水汚泥から
回収されたリン
(岐阜市)



下水汚泥から
作られた肥料
(石川県珠洲市)

国際競争力を有する下水道技術を核に、
産学官の有する施策・技術・運営ノウハウ等
をパッケージとして海外に展開

【課題】

- 国際競争力強化のための国内技術開発(要素技術のシステム化)
- 我が国技術の海外向けショールーム機能(下水道ハブ)の整備
- 官民連携による国際展開のための体制強化

国内技術開発

A - JUMPプロジェクト(平成21年度実施)

わが国の企業が世界屈指のノウハウを有している膜処理技術

- ・海外展開に向けた技術開発
- ・国内の下水処理場の高度化



平膜

国土交通省が主体となって、膜分離活性汚泥法(MBR)の先進的な
取組みを実施設で実証し、ガイドライン化。これらを技術指針として
海外に移転。

- ①既設下水処理施設の改築におけるMBRの適用
- ②MBRを用いたサテライト処理への適用

実証フィールド
名古屋市・守山水処理センター
愛知県衣浦東部流域下水道見合ポンプ場

国際展開活動

国土交通省・GCUS(下水道グローバルセンター)
共同によるベトナム建設大臣招聘(H22.2)

前原大臣による
トップセールス



民間企業20社との
官民共同セミナー

<参考>
シンガポールの
ウォーターハブ



都市・地域整備局所管の主要な法律

※【】内は主な所管課。

都市の整備に関する法律

都市行政の基本となる都市計画制度について定める法律

都市計画法(昭和43年法律第100号)【都市計画課】 都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限(開発行為の規制等)、都市計画事業(事業の認可制度等)その他都市計画に関し必要な事項について規定。

都市再生等の特定の政策目的を達成するための法律

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)【まちづくり推進課】 都市再生基本方針の策定、都市再生緊急整備地域における特別措置、都市再生整備計画に係る特別措置等について規定。

景観法(平成16年法律第110号)【公園緑地・景観課】 景観計画やこれに基づく措置、景観地区、景観協定等について規定。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)(平成20年法律第40号)【公園緑地・景観課】 歴史的風致維持向上基本方針の策定、歴史的風致維持向上計画の認定制度等について規定。

土地利用について定める法律

都市緑地法(昭和48年法律第72号)【公園緑地・景観課】 緑地保全地域、特別緑地保全地区等について規定。

生産緑地法(昭和49年法律第68号)【公園緑地・景観課】 生産緑地地区等について規定。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)(昭和41年法律第1号)【公園緑地・景観課】 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区等について規定。

面的整備事業について定める法律

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)【市街地整備課】 土地区画整理事業の施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項について規定。

都市再開発法(昭和44年法律第38号)【市街地整備課】 市街地再開発事業の施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項について規定。

都市施設について定める法律

都市公園法(昭和31年法律第79号)【公園緑地・景観課】 都市公園の設置・管理に関する基準等について規定。

駐車場法(昭和32年法律第106号)【街路交通施設課】 駐車場整備地区、路上駐車場、路外駐車場等について規定。

下水道法(昭和33年法律第79号)【下水道企画課】 流域別下水道整備総合計画の策定、公共下水道、流域下水道の設置・管理の基準等について規定。

地域の振興に関する法律

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)【地方振興課】 豪雪地帯対策基本計画、道府県豪雪地帯対策基本計画の策定のほか、豪雪地帯対策の推進のための特別措置について規定。

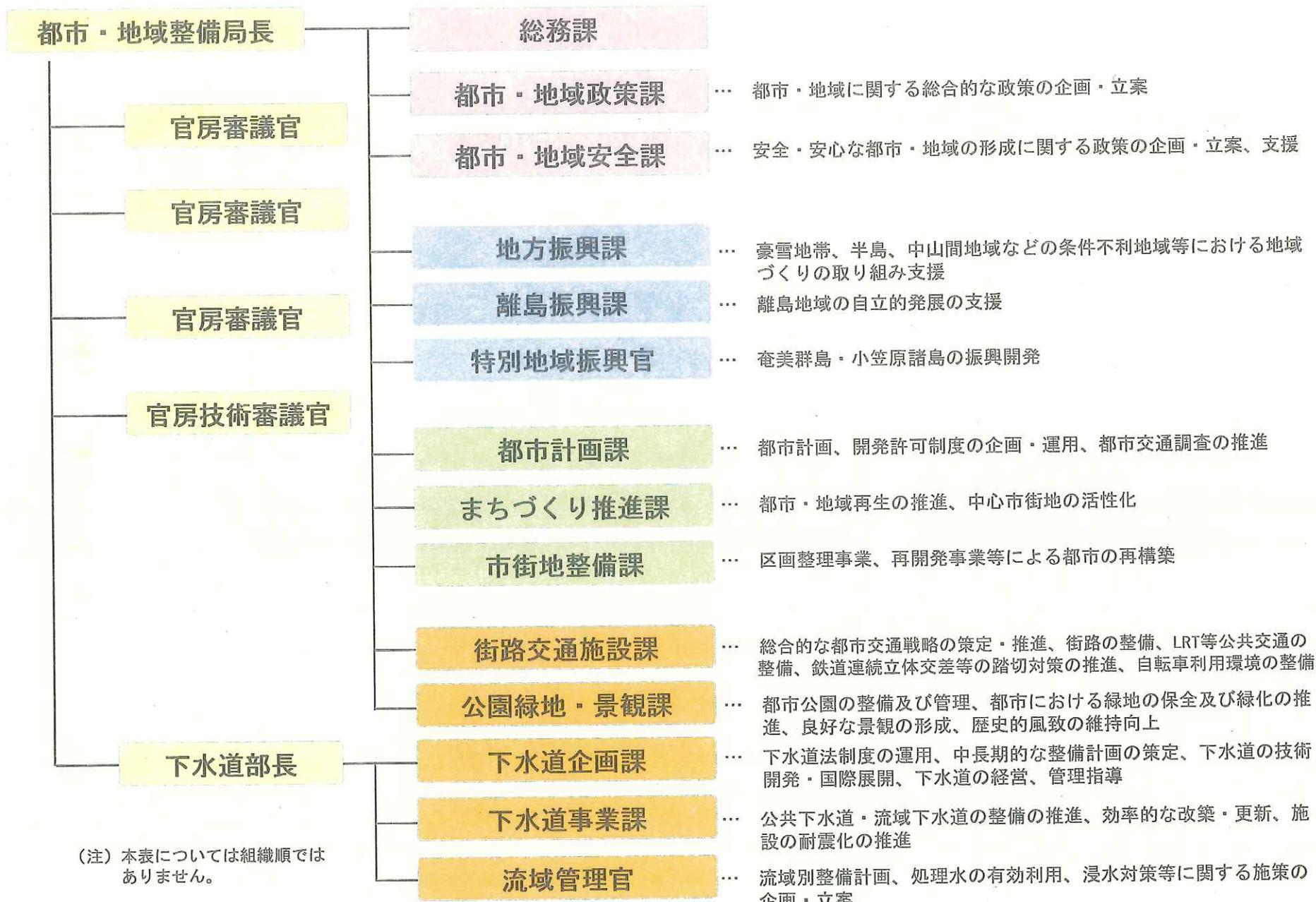
離島振興法(昭和28年法律第72号)【離島振興課】 離島振興基本方針、離島振興計画の策定のほか、離島振興のための特別措置について規定。

奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)【特別地域振興官】 奄美群島振興開発基本方針、奄美群島振興開発計画の策定のほか、奄美群島の振興開発のための特別措置について規定。

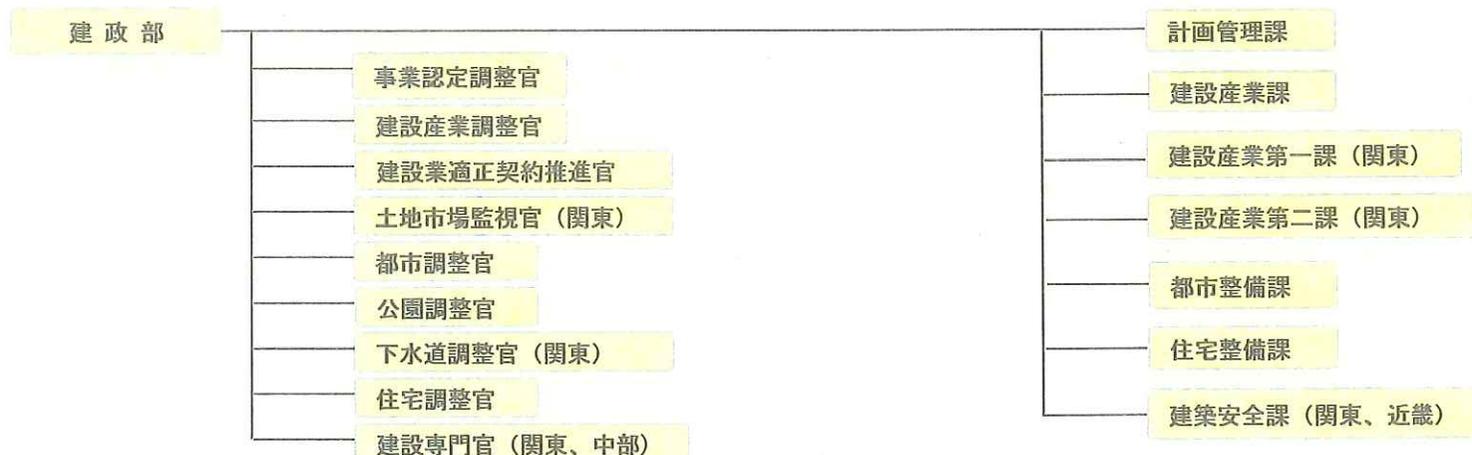
小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)【特別地域振興官】 小笠原諸島振興開発基本方針、小笠原諸島振興開発計画の策定のほか、小笠原諸島の振興開発のための特別措置について規定。

※上記のほか、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)を共管(総務省主務。第174回国会に延長法案を提出・成立。)

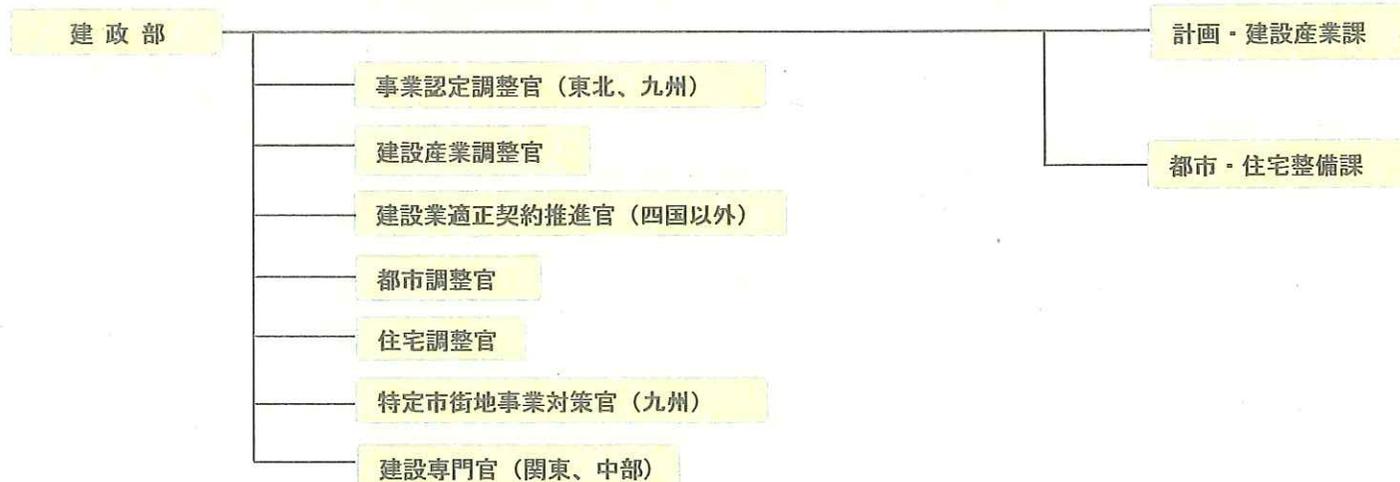
都市・地域整備局の組織と役割



○関東、中部、近畿の各地方整備局



○東北、北陸、中国、四国、九州の各地方整備局



都市・地域整備局の各課の主な業務

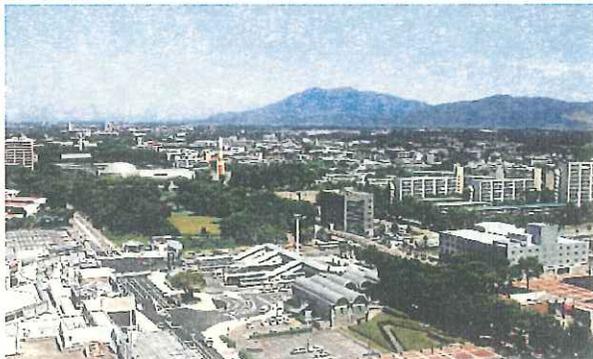
都市・地域政策課の主な業務

都市・地域政策課は、都市・地域整備局の総合的な政策の企画、立案、調整及び大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画、立案等に関する事務を担当

都市・地域整備局の総合的な政策の企画、立案、調整

大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画、立案

- ・筑波研究学園都市建設に関する総合的な計画の企画、立案
 ……筑波研究学園都市建設法
- ・関西文化学術研究都市建設に関する総合的な計画の企画、立案
 ……関西文化学術研究都市建設促進法
- ・琵琶湖の総合的な保全に関する関係行政機関の事務の調整 等



我が国最大の研究開発センターである筑波研究学園都市



文化・学術・研究の新たな展開の拠点づくりを目指す関西文化学術研究都市



世界有数の古代湖として豊かな生態系を有し近畿圏の水がめである琵琶湖

都市・地域安全課の主な業務

都市・地域安全課は、都市の防災等都市・地域の安全の確保に関する政策の企画・立案や、災害に強いまちづくりの推進等に関する事務を担当

安全・安心まちづくりに関する政策の企画・立案、調整

- ・安全・安心な都市・地域の形成に関する都市・地域整備局における政策の企画・立案、調整

災害に強いまちづくりの推進

- ・密集市街地等の防災上危険な市街地の総合的な安全性の向上に向けて、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上の推進
- ・被災地における復興まちづくりの支援
- ・造成宅地の安全性の確保(宅地の耐震化、新規造成工事の許可等)
.....宅地造成等規制法

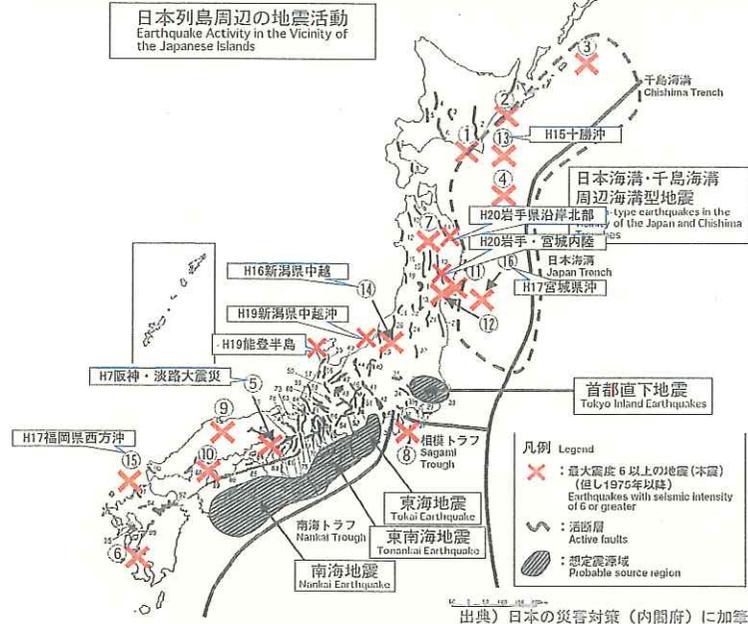
迅速な災害復旧

- ・暴風、洪水、高潮、地震等により被災した下水道、公園等の迅速な情報収集、復旧事業の支援

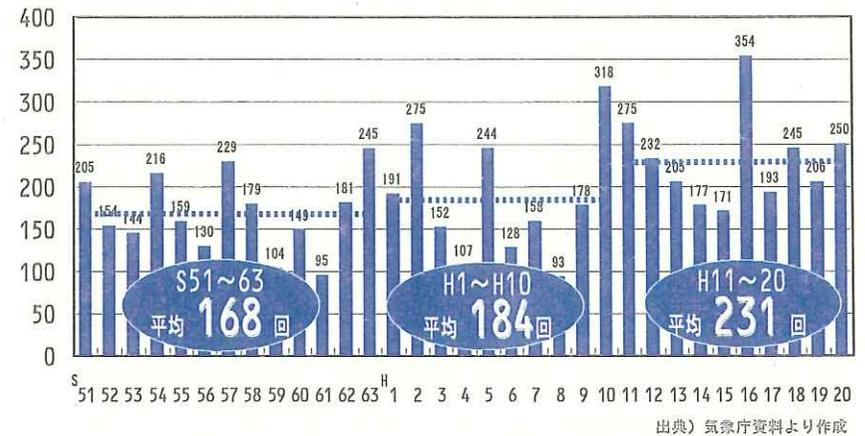
(参考)安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

近年、大規模地震や記録的な集中豪雨等により、深刻な被害が多発しており、また、地域の防犯対策や施設のバリアフリー化等への関心が高まる中で、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進が求められている。

過去30年の主な地震と予想される大規模地震の震源地



1時間雨量50mm以上の降雨の発生回数



安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、都市をどのように形成し、つくり変え、使っていくかという観点から、各種ハザードに対する都市の脆弱性を減少させることが重要。

主要な取組み

- リスク情報をまちづくりの観点から整理し、まちづくりの基礎情報として行政、地域、企業・住民で共有する取組みを推進する方策の検討
- これまでの地震対策に加え、水害対策等も含む横断的な視点から都市のリスクを整理
- 各主体の様々な取組みにおいて、安全・安心の視点を持つことによって、着実に都市の安全性を向上させる方策の検討

地方振興課の主な業務

地方振興課は、豪雪地帯、半島、中山間地域などの条件不利地域等における地域づくりの取り組み支援。地域の資源や創意工夫を活かした地域づくりの取り組み支援、豪雪地帯対策の推進、半島振興対策の推進に関する事務を担当

地域づくりの取り組み支援

1. 地域内外の人づくり、地域資源の発掘、交流の強化
地域再生を担う人づくり支援、地域づくりの専門家(アドバイザー)の派遣、若者の地方体験交流の支援
2. 都市と農山漁村の交流の促進等
廃校舎等の既存施設を活用した交流施設等改修整備への助成、都市・農山漁村双方のニーズにマッチした交流支援策の展開

豪雪地帯対策の推進

- ・共助による地域の除雪の促進、豪雪地帯に係る基礎的データの分析
..... 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年、議員立法)

半島振興対策の推進

- ・半島らしい暮らし・産業創出支援
NPOや地域コミュニティとの連携の下、地域資源を生かした地域の内発的・創発的活性化に取り組む活動を支援
..... 半島振興法(昭和60年、議員立法)

※豪雪地帯対策特別措置法及び半島振興法については、
国税・地方税に関し、特別償却制度、事業用資産の買換え等の特別措置があり、これらは
平成23年3月31日で期限切れ

離島振興課の主な業務

離島振興課は、地方における離島（沖縄の離島、奄美群島及び小笠原諸島除く）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務を担当

離島振興対策地域について

- ・ 離島振興法に基づく離島振興対策地域は、現在、76地域が指定されており、総面積は、5,255km²で全国面積の1.4%、総人口は42万9千人で全国人口の0.34%を占めています。
 - ・ 離島の人口は一貫して減少しており、高齢化率は33.0%と全国に比べ大幅に高くなっています。
 - ・ 離島の人口減少率、高齢者比率は、他の条件不利地域と比較しても高くなっています。
- | | | | | | |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口減少率H12～H17 | 離島▲8.1% | 過疎▲5.4% | 奄美▲4.4% | 半島▲3.7% | 全国+0.7% |
| 高齢者比率H12～H17 | 離島33.0% | 過疎30.2% | 奄美27.7% | 半島27.5% | 全国20.1% |

離島振興法について

- ・ 離島振興法は離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和28年に議員立法により成立しました（10年間の時限立法）。その後、5回の改正・延長を重ね、現行の離島振興法は、平成15年4月1日から施行され、平成25年3月31日までとなっています。

離島振興関係予算について

- ・ 離島地域自らの創意工夫による自立的発展を促進するため、市町村が主体となって実施する事業（島での体験事業等を実施するための施設の整備、人材育成等）に要する経費を補助する「離島体験滞在交流促進事業」や先導的な取組を支援するため公募型調査である「離島の活力再生支援事業」、離島の魅力を都市の住民にPRし、交流人口の拡大、UJIターンの促進等を目的とした「アイランダー」の開催、離島特産品の販路拡大のため、国際的な食品博「フーデックス」への参加・支援を行っている。
- ・ 離島地域における道路・港湾等の交通基盤、農林水産業等の産業基盤、下水道等の生活環境、治山・治水・海岸事業等の国土保全・防災対策の重点的な整備推進に必要な事業を行っている。

特別地域振興官の主な業務

特別地域振興官は、奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を図るため、法に基づく特別措置の実施等に必要な企画立案及び調整等に関する事務を担当

奄美群島の振興開発

- 奄美群島における振興開発施策の企画立案及び調整
 - 〔 国庫補助率の嵩上げ、公共予算の一括計上、産業振興等事業(非公共)の実施、税制上の措置、金融面からの支援 等 〕
- 奄美群島振興開発審議会の庶務
- (独)奄美群島振興開発基金の業務に関すること



<奄美群島の特殊事情>

- 昭和21年 米軍軍政下に
- 昭和28年 本土復帰
- 自然的・地理的な条件不利性

<奄美群島振興開発特別措置法>

- 昭和29年 制定・公布
- 最終改正 平成21年3月
- 有効期限 平成26年3月

小笠原諸島の振興開発

- 小笠原諸島における振興開発施策の企画立案及び調整
 - 〔 国庫補助率の嵩上げ、予算の一括計上・実施、税制上の措置、旧島民の帰島促進 等 〕
- 小笠原諸島振興開発審議会の庶務
- 小笠原総合事務所の事務の運営等に関すること



<小笠原諸島の特殊事情>

- 昭和19年 本土に強制疎開
- 昭和21年 米軍軍政下に
- 昭和43年 本土復帰
- 自然的・地理的な条件不利性

<小笠原諸島振興開発特別措置法>

- 昭和44年 制定・公布
- 最終改正 平成21年3月
- 有効期限 平成26年3月

都市計画課の主な業務

都市計画課は、都市計画制度に関する企画、支援等に関する事務を担当

都市計画制度に関する企画

- ・中心市街地活性化、環境、少子高齢化、農業・農地等の関連する他の政策分野と調整しつつ、今日的課題に対応して展開されるような都市計画制度の枠組みづくり …… 都市計画法

〔最近の取組〕

- まちづくり3法の改正(平成19年11月30日全面施行):大規模集客施設等の立地基準を強化し、広域的な調整が図られるようにするため、都市計画法等を改正
- 「エコ・コンパクトシティ」の実現に向けた検討:今後の都市政策の方向の実現に向けて、制度見直しについて専門的な検討を行う予定(社会資本整備審議会都市計画制度小委員会)

都市計画制度の運用に必要な支援等

- ・地方公共団体(都市計画決定主体)が適時適切に必要な都市計画を策定できるよう支援
- ・開発許可制度に関する企画・調整
- ・都市計画の策定の根拠となる基礎的調査の統括、全国的な都市交通調査の実施等

〔最近の取組〕

- 低炭素都市づくりの支援:人口社会構造の変化、都市構造の集約化、交通施策等による都市全体のCO2排出量の変化の推計手法を体系化した総合的なシミュレーション手法を開発中(低炭素都市づくりガイドライン)
- まちづくり計画策定の担い手支援:密集市街地、中心市街地等国策として整備改善を進めるべき地域における都市計画の提案の促進を図ることを目的に、地域におけるまちづくりの担い手に対する支援

まちづくり推進課の主な業務

まちづくり推進課は、まちづくりの推進に関する基本的な政策の企画及び立案、まちづくりに関する総合的な事業、民間都市再生事業、民間都市開発事業、中心市街地の活性化、独立行政法人都市再生機構の行う業務等に関する事務を担当

まちづくりに関する総合的な事業

・都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)、都市再生総合整備事業に係る制度、実施、評価等に関する業務を地方公共団体と調整を図りながら実施。(都市再生整備計画:延べ1886地区、都市再生総合整備事業:総合整備型:14地域、拠点整備型:40地区)

民間都市開発事業、民間都市再生事業

・良好な市街地の形成と都市機能の維持・増進を図るため、民間事業者が行う都市開発プロジェクトに対し、低利資金の供給や出資などによる支援を実施。

中心市街地の活性化

・内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき中心市街地の活性化に取り組む市町村を支援(暮らし・にぎわい再生事業、都市環境改善支援事業等)
(認定地区数:100地区) ……中心市街地の活性化に関する法律

独立行政法人都市再生機構

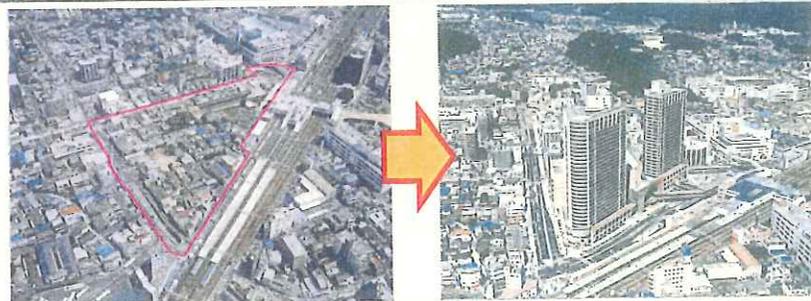
都市機能の更新、都市の防災機能の強化、良好な市街地の形成等を意図しているものの、地方公共団体や民間事業者のみによる実施が困難な事業を対象に、都市再生機構が権利調整及び基盤整備等を行うことによる支援を実施。

市街地整備課の主な業務

市街地整備課は、土地区画整理事業や市街地再開発事業により、都市の再生や再構築を推進し、安全・安心で快適な、魅力と活力あふれる市街地の整備に関する事務を担当。

市街地再開発事業の推進

良好な都市空間の創造、災害リスク軽減のための取組等により都市の再生を図るとともに、民間による都市への投資を誘発し、都市の競争力や成長力を一層高めるため、市街地再開発事業を推進。



土地区画整理事業の推進

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地において、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図るため、土地区画整理事業を推進し、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う。

都市環境対策の推進

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、市街地開発事業と一体的にエネルギーの面的利用等の都市環境対策を推進。

市街地整備事業の概要

◆市街地再開発事業の概要

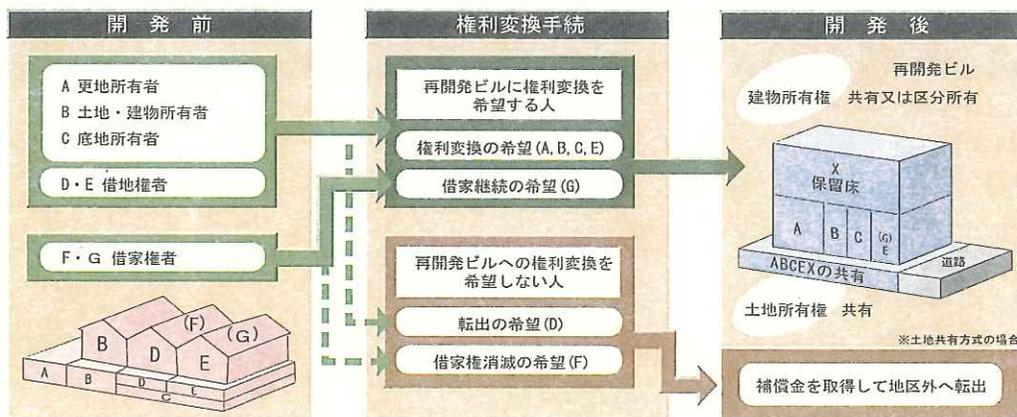
市街地再開発事業とは、土地の高度利用、建築物の不燃化、公共施設の整備を目的とし、都市再開発法に基づき行われる事業。

市街地再開発事業とは、

- ① 道路等の公共施設と建築敷地、建築物とを一体に整備する事業。
- ② 土地を買収して行う事業ではなく、従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる(権利床)。
- ③ 敷地を共同化し、高度利用することにより、新たに生み出された床(保留床)を処分し、事業費に充てる。

●権利変換のイメージ

開発前の建物所有者や土地所有者等の権利を、原則として等価で、新しくできる再開発ビルの床に関する権利に置き換えるものです。



・これまでに全国で約900地区で実施

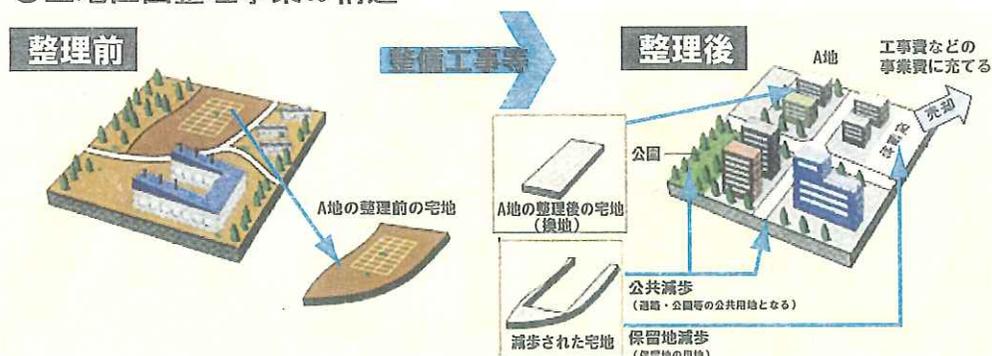
◆土地区画整理事業の概要

土地区画整理事業とは、公共施設の整備改善と宅地の利用の増進を図るために、土地区画整理法に基づき行われる事業。

土地区画整理事業とは、

- ① 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整えた宅地の利用の増進を図る事業。
- ② 地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい、この土地を公共用地が増える分に充てる(公共減歩)ほか、その一部を売却し、事業資金の一部に充てる(保留地減歩)。
- ③ 事業資金は、保留地処分金のほか、公共側から支出される都市計画道路や公共施設等の整備費に相当する資金から構成される。
- ④ 地権者は、従前に比べ宅地の面積は小さくなるものの、公共施設が整備され土地の区画が整った、利用価値の高い宅地が得られる。

●土地区画整理事業の構造



・これまでに全国の市街地面積の約3割相当(約34万ha:東京23区の約5.5倍)を整備

街路交通施設課の主な業務

街路交通施設課は、都市における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市を実現するため、都市・地域総合交通戦略の策定と、これに基づいたLRT等都市内公共交通の整備、都市の骨格となる幹線道路の整備、自転車利用環境の整備、踏切対策の推進、交通結節点・駐車場等の整備、環境対応車を活用したまちづくりなどの施策に関する事務を担当

都市・地域総合交通戦略の策定

・徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担を図り、都市・地域の魅力ある将来像と安全で円滑な交通を実現するため、交通に関わる多様な主体で構成される協議会において総合交通戦略を策定

LRT等都市内公共交通の整備

・都市内交通の円滑化の促進や、自動車交通から公共交通へ利用者の転換がなされるよう、都市内の公共交通機関(LRT等)の施設整備に対して支援



都市の骨格となる幹線道路の整備

・都市圏の交通の円滑化のため、都市内の放射・環状道路、地域高規格道路など都市の骨格となる幹線道路の整備を推進



自転車利用環境の整備

・自動車に過度に依存することなく、自転車を都市交通の主要な交通手段として活用を図るため、駐輪場の設置やコミュニティサイクルの整備を推進



踏切対策の推進

・開かずの踏切等による交通渋滞や踏切事故を解消するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化等を図るため、連続立体交差事業等により踏切除却を推進



交通結節点・駐車場等の整備

・異なる交通手段の円滑なつなぎによる移動の連続性の確保を図るため、バリアフリーに対応した駅前広場、自由通路、駐車場、都市情報提供システム等の整備を推進



環境対応車を活用したまちづくりの推進

・電動バスや電気自動車等の環境対応車を活用することにより、環境負荷の小さいまちづくりを推進



公園緑地・景観課の主な業務

公園緑地・景観課は、都市公園の整備及び管理、都市における緑地の保全及び緑化の推進、良好な景観の形成、歴史的風致の維持向上等に関する事務を担当

都市公園の計画的整備、適切な管理

- ・地方公共団体が設置する都市公園の計画的整備や適切な管理の推進
- ・国家的記念事業等として国が設置する国営公園の整備、管理（国営昭和記念公園等17箇所）
..... 都市公園法

都市における緑地の保全、緑化の推進

- ・都市における緑化（緑化地域制度、緑化施設整備計画認定制度等）の推進や、良好な樹林地等の保全（特別緑地保全地区における土地の買入れ等）の推進
..... 都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法 等
- ・みどりに関する普及啓発、顕彰の実施（みどりの月間（4/15－5/15）、都市緑化月間（10月）等）

良好な景観形成・歴史的風致の維持向上

- ・景観法等による良好な景観形成の推進
..... 景観法、屋外広告物法
- ・地域における固有の歴史的風致の維持向上（歴史的建造物の復元修理や伝統行事の活性化等）
..... 歴史まちづくり法
- ・古都における歴史的風土の保存（歴史的風土特別保存地区における土地の買入れ等）や、明日香村における生活環境整備の推進
..... 古都保存法、明日香法
（古都：京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市）

下水道部の主な業務

良好な水環境の創出

- 効率的な汚水処理施設整備
 - ①事業主体である地方公共団体自らが、各汚水処理施設の特性、経済性等を勘案して、地域の実状に応じた最適な整備手法を「都道府県構想」としてとりまとめ
 - ②近年の人口減少等を踏まえた下水道計画区域の見直し
 - ③ローカルルールの整備手法の採用
- 閉鎖性水域の水質改善のための高度処理、合流式下水道の改善
- 下水再生水利用(都市用水・農業用水など)

安全・安心な暮らしの実現

- 下水道施設の戦略的維持管理
陥没事故や機能停止の未然防止、ライフサイクルコストの最小化のための予防保全的管理の推進
- ハード・ソフト・自助による総合的な浸水対策の推進
- 「防災」と「減災」による総合的な地震対策

グリーンイノベーション

- 下水道の未利用資源・エネルギーの再生利用(バイオマス、金属資源、下水熱など)
- グリーンイノベーションを支える国内技術開発
- 産学官の有する下水道の施策・技術・運営ノウハウをパッケージとした海外展開

概要

- ・都市計画、歴史的風土の保存に関する重要事項の調査審議
- ・歴史的風土保存区域の指定、歴史的風土保存計画に関する審議 等

最近の審議状況

○都市計画部会

平成17年6月30日（諮問）「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」を受け、人口減少等に対応した新たな都市計画制度の枠組みや、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策等について、「都市計画制度小委員会」「安全・安心まちづくり小委員会」を設置し調査審議。

○歴史的風土部会

「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（明日香法）」に基づく第3次明日香村整備計画の期間が平成21年度末に終了したため、新たな明日香村整備基本方針及び明日香村整備計画について、明日香法の規定により平成22年3月23日に付議を受け、調査審議を予定。

【当面の開催予定】

平成22年4月9日 第15回歴史的風土部会

委員

分科会長	越 澤 明	北海道大学大学院教授
委 員	浅 見 泰 司	東京大学大学院教授
	飯 尾 潤	政策研究大学院大学副学長
	家 田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
	磯 部 力	立教大学教授
	井 出 多加子	成蹊大学経済学部教授
	上 村 多恵子	（社）京都経済同友会常任幹事
	太 田 和 博	専修大学商学部教授

委 員	小 澤 紀美子	東海大学特任教授
	小 浦 久 子	大阪大学大学院准教授
	櫻 井 敬 子	学習院大学教授
	辻 琢 也	一橋大学大学院法学研究科教授
	原 田 昇	東京大学大学院工学系研究科教授
	マリ クリスティーヌ	異文化コミュニケーター

（平成22年3月1日現在）

組織

- ・ 根拠法令 奄美群島振興開発特別措置法第7条
- ・ 設置年月日 昭和29年6月21日
- ・ 存置期限 平成26年3月31日

任務

奄美群島振興開発特別措置法の規定により、その権限に属させられた事項、その他奄美群島の振興開発に関する重要事項を調査審議し、国土交通大臣、総務大臣又は農林水産大臣に対し意見を述べるができる。

最近の主な議事概要

- | | |
|-------------|---|
| 平成15年 5月23日 | 奄美群島の振興開発について |
| 平成15年 6月16日 | 奄美群島の振興開発について（意見具申） |
| 平成16年 5月13日 | 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正について
奄美群島振興開発基本方針（案）について |
| 平成17年11月22日 | 平成18年度奄美群島振興開発事業関係予算概算要求の概要について |
| 平成18年 5月18日 | 平成18年度奄美群島振興開発事業概要
奄美群島における振興開発のあり方について |
| 平成20年 2月13日 | 奄美群島に関する最近の動向
奄美群島振興開発計画の成果と課題 |
| 平成20年 5月14日 | 今後の奄美群島振興開発の方向について 等 |
| 平成20年 6月18日 | 奄美群島の振興開発について（意見具申（案）） |
| 平成21年 5月20日 | 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正について
奄美群島振興開発基本方針（案）について |

委員

- ・ 定数 11人以内
（鹿児島県知事、鹿児島県議会議長、学識経験者）
- ・ 任期 2年
（現委員の任期：平成23年5月21日）
- ・ 構成
委員
松本 英昭 地方公務員共済組合連合会理事長
出水沢藍子 作家
川島 毅 (社)日本港湾協会 理事
新田 弘子 女性農業者支援のための交流林^んー
平安 正盛 大島郡町村会会長（知名町長）
吉見 美香 メディアプロデューサー
若林 勝三 日本地震再保険(株)取締役会長
伊藤祐一郎 鹿児島県知事
金子万寿夫 鹿児島県議会議長

※現在、会長及び副会長は不在

庶務

都市・地域整備局特別地域振興官

組織

- ・ 根拠法令 小笠原諸島振興開発特別措置法第11条
- ・ 設置年月日 昭和44年12月8日
- ・ 存置期限 平成26年3月31日

任務

旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関し重要な事項を国土交通大臣の諮問に応じて調査審議するとともに、国土交通大臣に意見を述べるができる。

最近の主な議事概要

- | | |
|-------------|---|
| 平成15年 5月30日 | 平成15年度小笠原諸島振興開発実施計画について
小笠原諸島の振興開発について |
| 平成15年 6月18日 | 小笠原諸島の振興開発について(意見具申) |
| 平成16年 5月14日 | 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正
小笠原諸島振興開発基本方針(案)について |
| 平成18年 1月20日 | TSLに関する状況について
今後の振興策の方向性について |
| 平成18年 4月26日 | 小笠原諸島振興開発基本方針変更(案)について
小笠原村の現状について |
| 平成19年 3月28日 | 小笠原諸島振興開発計画の変更の概要について |
| 平成20年 1月29日 | 小笠原に関する最近の動向
小笠原諸島振興開発計画の成果と課題 |
| 平成20年 6月2日 | 小笠原諸島振興開発の方向について
小笠原諸島振興開発に対する国の支援のあり方 |
| 平成20年 7月14日 | 小笠原諸島の振興開発について(意見具申(案)) |
| 平成21年 5月18日 | 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正
小笠原諸島振興開発基本方針(案)について |

委員

- ・ 定数 20人以内
(関係地方公共団体の長及び議会の議長、学識経験者)
- ・ 任期 2年
(現委員の任期：平成22年5月25日)
- ・ 構成
 - 会長 岡本 伸之(帝京大学経済学部教授)
 - 会長代理 鈴木 正明(市町村職員中央研修所学長)
 - 委員 青野 由利(毎日新聞社論説委員)
和泉 雅子(女優)
今村 皓一((財)小笠原協会会長)
海津ゆりえ(文教大学国際学部准教授)
楓 千里((株)JTBパブリッシング執行役員
法人事業部長)
川嶋 康宏((社)日本港湾協会理事)
工藤 裕子(中央大学法学部教授)
園田 正彦((株)三井物産戦略研究所研究フェロー)
石原慎太郎(東京都知事)
森下 一男(小笠原村長)
佐々木幸美(小笠原村議会議長)

庶務

都市・地域整備局特別地域振興官

平成22年度

都市・地域整備局関係予算概要

平成22年1月

国土交通省 都市・地域整備局

目 次

I. 平成22年度都市・地域整備局関係予算総括表	1
II. 主な新規・拡充制度等	5
<参考>その他関連事項	8

I. 平成22年度 都市・地域整備局関係予算総括表

(1) 平成22年度都市・地域整備局関係予算事業費・国費総括表

区 分	平成22年度 (A)		前年度 (B)	
	事業費	国費	事業費	国費
下 水 道	81,852	49,624	1,154,971	(43,494) 587,408
国 営 公 園 等	48,768	36,209	194,047	(40,290) 99,613
うち国営公園整備	16,306	16,306	21,147	21,147
うち国営公園維持管理	11,375	11,375	11,589	11,589
都 市 環 境 整 備	138,813	9,571	946,902	(22,674) 326,101
市 街 地 整 備	128,349	4,001	838,505	(15,737) 273,389
道路環境整備(都市再生)	0	0	3,780	(0) 1,890
都 市 水 環 境 整 備	10,464	5,570	104,617	(6,937) 50,822
都市水環境整備事業	9,051	4,933	91,133	(6,750) 45,364
緑地環境整備総合支援事業	1,413	637	13,484	(187) 5,458
土地区画整理事業資金融資(住宅対策)	1,668	0	14,200	0
一 般 公 共 事 業 計	271,101	95,404	2,310,120	(106,458) 1,013,122
災 害 関 係	868	538	868	538
都市災害復旧事業	368	288	368	288
特殊地下壕対策事業	500	250	500	250
行 政 経 費	9,963	6,119	11,370	6,659
合 計	281,932	102,061	2,322,358	1,020,319

(単位：百万円)

倍 率 (A/B)		備 考
事 業 費	国 費	
0.07	(1.14) 0.08	1. 一般公共事業の平成22年度は、直轄事業、国庫債務負担行為（過年度分）、補助率差額等の計数である。 2. 前年度予算額[国費]の上段（ ）書きは、平成22年度の各事項ごとの経費の範囲にあわせて組み替え掲記したものである。 3. 本表のほか、 (1) 平成22年度には、社会資本整備総合交付金（仮称）[国費]2.2兆円がある。 (2) 道路事業全体の内数として以下のとおり街路事業がある。また、前年度には、地域活力基盤創造交付金がある。 (単位：百万円)
0.25	(0.90) 0.36	
0.77	0.77	
0.98	0.98	
0.15	(0.42) 0.03	
0.15	(0.25) 0.01	
—	(—) —	
0.10	(0.80) 0.11	
0.10	(0.73) 0.11	
0.10	(3.41) 0.12	
0.12	—	
0.12	(0.90) 0.09	
1.00	1.00	
1.00	1.00	
1.00	1.00	
0.88	0.92	
0.12	0.10	

区 分	平成22年度		前年度	
	事業費	国費	事業費	国費
街路事業	3,109,901 の内数	1,335,736 の内数	3,864,752 の内数	1,746,636 の内数

(2) 特定地域振興対策関係予算事業費・国費総括表

(単位：百万円)

区 分	22年度予算額(A)		前年度予算額(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
離 島 振 興	95,985	57,868	115,935	71,468	0.83	0.81
公 共 事 業	95,563	57,630	115,513	71,230	0.83	0.81
行 政 経 費	422	238	422	238	1.00	1.00
奄 美 振 興	28,223	20,525	39,418	28,770	0.72	0.71
公 共 事 業	27,345	20,090	38,528	28,334	0.71	0.71
行 政 経 費	878	435	890	436	0.99	1.00
小 笠 原 振 興	2,281	1,438	2,632	1,442	0.87	1.00
豪 雪 対 策	169	92	289	165	0.59	0.56
半 島 振 興	62	62	62	62	1.00	1.00

① 離島振興関係公共事業予算の一括計上の内訳

(単位：百万円)

区 分	22年度予算額(A)		前年度予算額(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
国土交通省関係	42,468	25,535	54,041	32,850	0.79	0.78
農林水産省関係	43,588	28,163	50,889	33,736	0.86	0.83
厚生労働省関係	3,342	1,671	3,758	1,879	0.89	0.89
環境省関係	6,164	2,261	6,824	2,765	0.90	0.82
合 計	95,563	57,630	115,513	71,230	0.83	0.81

・計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計した額と一致しない場合がある。

② 奄美群島振興開発関係公共事業予算の一括計上の内訳

(単位：百万円)

区 分	22年度予算額(A)		前年度予算額(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
国土交通省関係	14,354	10,644	18,658	13,564	0.77	0.78
農林水産省関係	11,336	8,621	18,302	13,986	0.62	0.62
厚生労働省関係	1,458	729	1,388	694	1.05	1.05
環境省関係	197	96	180	90	1.09	1.07
合 計	27,345	20,090	38,528	28,334	0.71	0.71

・計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計した額と一致しない場合がある。

(3) 都市・地域整備局関係財政投融资計画等総括表

(単位：百万円)

事 項	22年度予算額(A)	前年度予算額(B)	倍率(A/B)	備 考
独立行政法人都市再生機構	107,774	90,586	1.19	住宅局所管分を含む。
財政投融资	6,200	5,700	1.09	
財政融資資金	6,200	5,700	1.09	
自己資金等	101,574	84,886	1.20	
政府出資等	140	3,800	0.04	
その他の自己資金等	101,434	81,086	1.25	
独立行政法人奄美群島振興開発基金	2,600	2,700	0.96	
財政投融资	200	300	0.67	
産業投資	200	300	0.67	
自己資金等	2,400	2,400	1.00	
その他の自己資金等	2,400	2,400	1.00	
合 計	110,374	93,286	1.18	

Ⅱ. 主な新規・拡充制度等

1. イ号国営公園維持管理業務における国庫債務負担行為の措置

一の都府県の区域を超えるような広域的な見地から設置されたイ号公園（都市公園法第2条第1項第2号イに基づくもの）における国営公園維持管理業務について、国庫債務負担行為の活用等により一層の効率化を図るとともに、公園利用者に対する安定的なサービスを提供する。

2. 国営公園の入園料に係る高齢者に対応した制度の充実

国営公園の入園料に、65歳以上の高齢者を対象とするシルバー料金を設定し、高齢者の利用を促進する。

	<大人>		<シルバー>
(1日入園料)	400円	→	200円
(年間入園料)	4,000円	→	2,000円

※冬期無料開園公園の年間入園料（滝野すずらん丘陵公園、国営越後丘陵公園）は、
1,300円（約7.5ヶ月分）

3. 歴史的風土の保存等を図るための古都保存事業の拡充

古都保存事業について、歴史的風土保存施設の対象に「園地」を追加するとともに、買入地において歴史的風土保存施設の整備と合わせて行う「景観阻害物件の除却」を対象に追加する。

4. 下水道による浸水被害軽減対策に関する事業の統合 [別紙1] (p. 6参照)

「下水道浸水被害軽減総合事業」に「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、浸水対策に取り組む必要性が高い地域において、総合的な浸水対策を重点的に推進する。

5. 下水道における都道府県代行制度の継続

過疎地域に係る下水道整備を促進するため、過疎法が延長された場合には、公共下水道の根幹的施設の整備を市町村に代わり都道府県が行う「都道府県代行制度」を継続する。

6. 先導的都市環境形成促進事業の拡充（行政経費） [別紙2] (p. 7参照) 348百万円

低炭素型都市を実現するため、環境技術開発の調査を実施する。

① 自転車利用環境の整備

コミュニティサイクルの整備を推進するため、自転車の貸出・返却に関する管理の仕組みについて実証実験を行い、管理システム等の開発を行う。

② 環境対応車を活用したまちづくりの推進

環境対応車（電動バス、電気自動車、超小型モビリティ等）を活用したまちづくりを推進するため、環境対応車に適合する都市内の走行空間や充電施設等について実証実験を行う。

7. 明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の継続（行政経費） 150百万円

第4次明日香村整備計画（平成22年度～平成31年度）の策定とあわせ、景観の維持・向上や観光振興など明日香村の主体的な取組による地域活性化を図るため、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金を継続する。

下水道による浸水被害軽減対策に関する事業の統合

下水道事業課

1. 背景・目的

ゲリラ豪雨の多発や都市化の進展に伴う内水氾濫の被害リスクの増大に対応するため、一定規模の浸水実績がある地域等において、雨水貯留浸透施設を取り入れたハード対策、降雨情報の提供等のソフト対策、住民自らの取組（自助）を含めた総合的な浸水対策を推進する。

2. 概要

「下水道浸水被害軽減総合事業」に「雨に強い都市づくり支援事業」を統合する。

<地区要件>

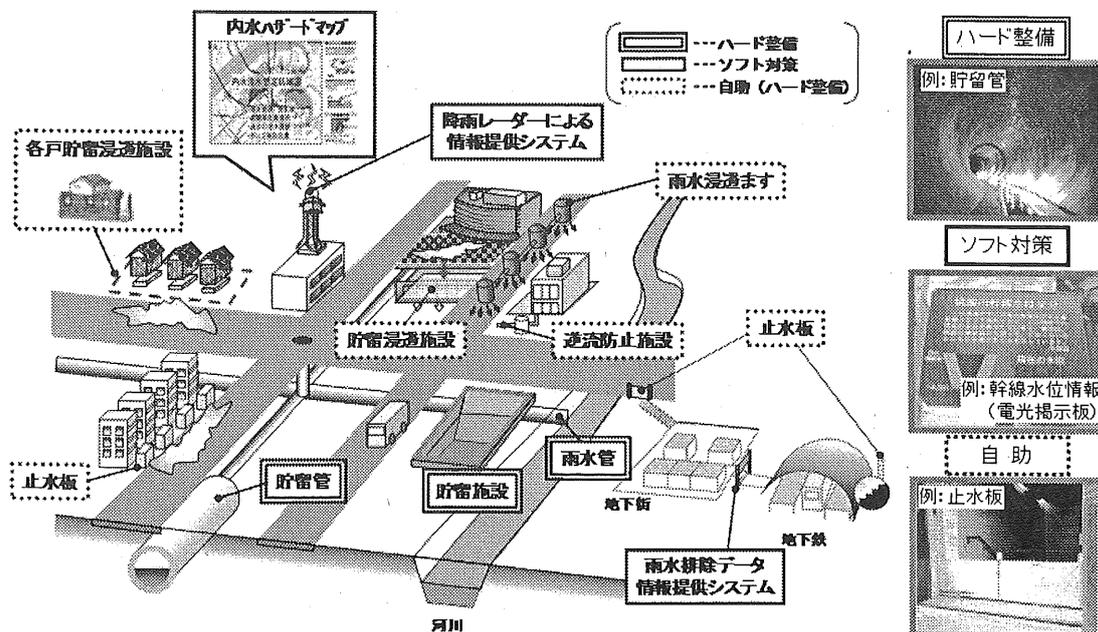
現行の地区要件を統合し、以下のとおりとする。

- ① 県庁が所在する市等のターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、以下のいずれかに該当する地区
 - イ 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区
 - ロ 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区
 - ハ 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）又は高齢者・障害者等要援護者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区
- ② 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区

<対象施設>

現行の対象施設に加える項目を統合し、以下のとおりとする。

- ① 下水排除面積が一定以上の貯留・排水施設
- ② ①と同等の機能を有しかつ経済的な雨水浸透施設
- ③ 補助対象となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装
- ④ 降雨及び雨水排除に関するデータをリアルタイムに提供するために必要な情報提供施設
- ⑤ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
- ⑥ 雨水の流出抑制を図るための不要になった浄化槽の改造、雨水貯留浸透施設〔間接〕
- ⑦ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（不特定多数が利用する地下空間等に係るもの）〔間接〕



先導的都市環境形成促進事業の拡充

街路交通施設課、市街地整備課

1. 背景・目的

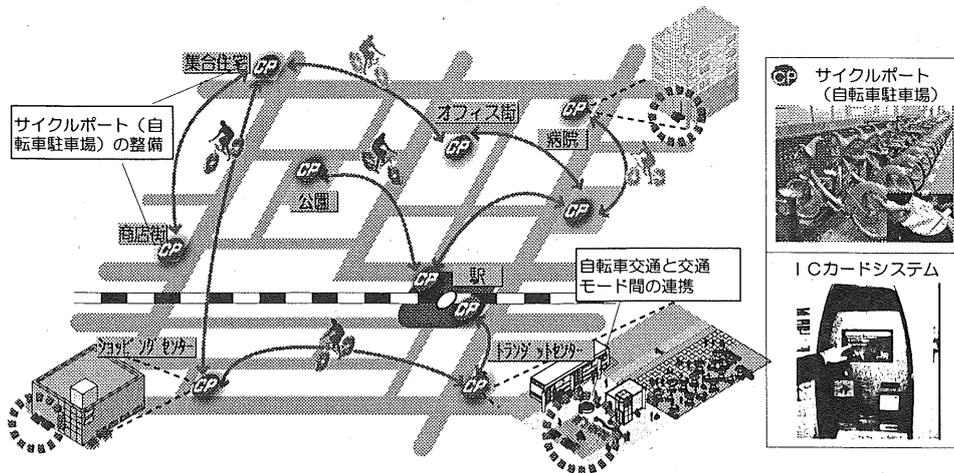
低炭素型都市の実現のため、都市環境対策をより効果的に推進する都市環境技術の開発を促進する。

2. 概要

以下の低炭素型都市の実現に資する都市環境形成促進調査を拡充する。

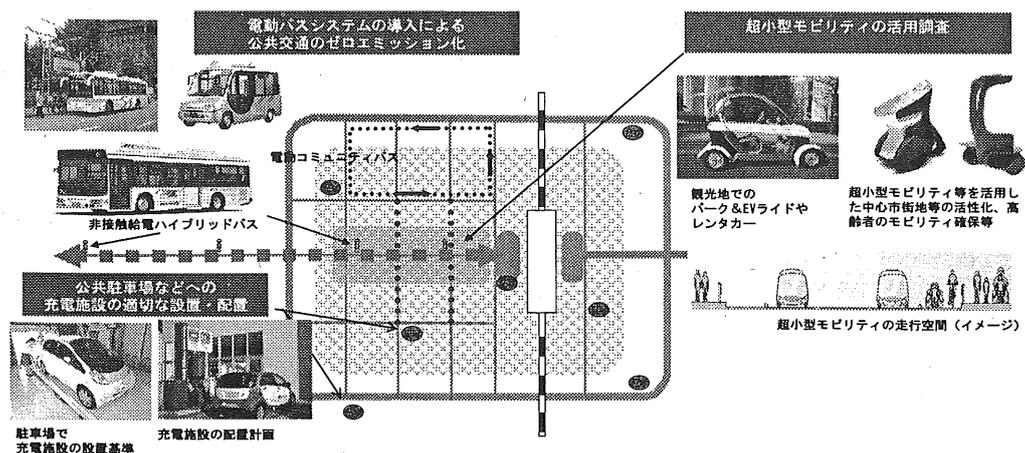
(1) 自転車利用環境の整備

コミュニティサイクルの整備を推進するため、自転車の貸出・返却に関する管理の仕組みについて実証実験を行い、管理システム等の開発を行う。



(2) 環境対応車を活用したまちづくりの推進

環境対応車（電動バス、電気自動車、超小型モビリティ等）を活用したまちづくりを推進するため、環境対応車に適合する都市内の走行空間や充電施設等について実証実験を行い、技術基準等を作成する。



＜参 考＞その他関連事項

(1) 直轄事業負担金について

① 直轄事業負担金の維持管理分について

直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、維持管理に係る負担金制度を全廃する法案を、通常国会に提出し、平成22年度から維持管理費負担金を廃止する。

ただし、直轄事業の事業量の確保を求める地方の声が強く出されているところであり、来年度の公共事業関係費を大幅に削減していることから、事業量の減少に配慮し、経過措置として、維持管理のうち特定の事業*に要する費用については、平成22年度に限り負担金を徴収する。(平成23年度には維持管理費負担金を全廃)

※関連法令において明確化。

② 業務取扱費に対する地方負担等の廃止

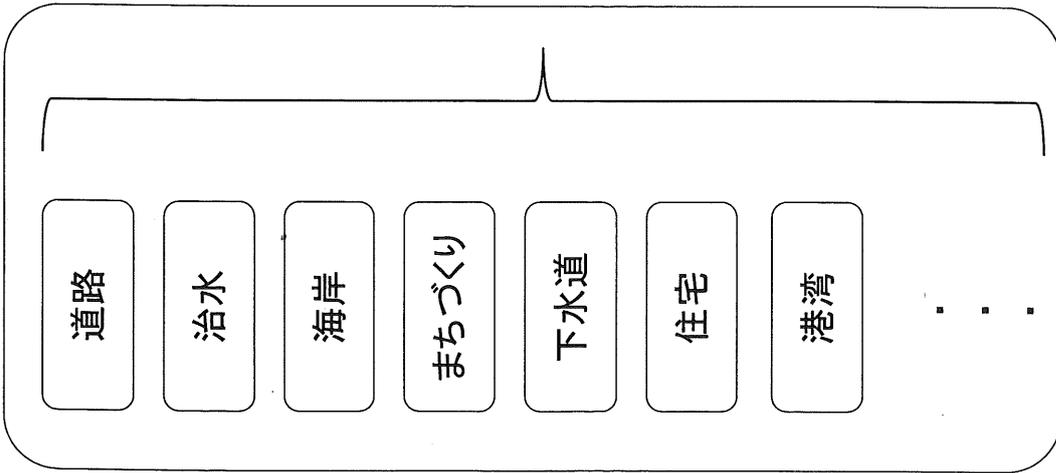
直轄事業の業務取扱費に係る地方負担制度を全廃し、併せて公共事業の事務費に対する国庫補助制度も全廃する。

(2) 社会資本整備総合交付金（仮称）の創設（p. 9参照）

地方公共団体が行う社会資本整備について、これまでの個別補助金を原則廃止し、基幹となる事業（基幹事業）の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するため、地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金を創設する。

社会資本整備総合交付金（仮称）の基本スキーム（イメージ）

＜従来の補助金＞



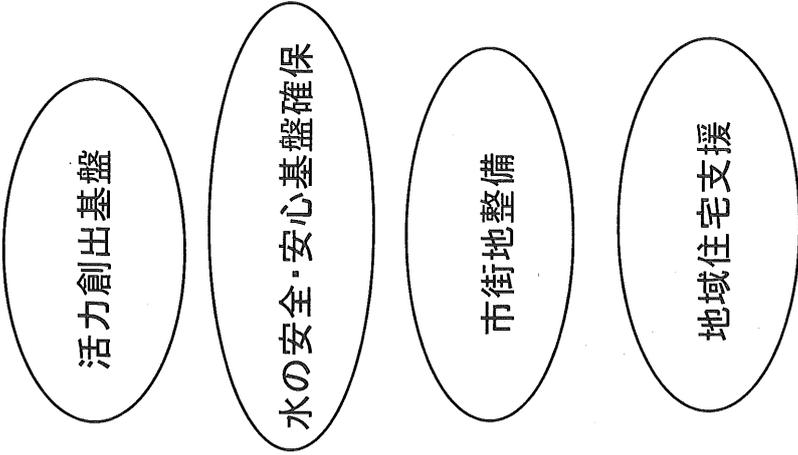
原則廃止

＜新たな交付金＞

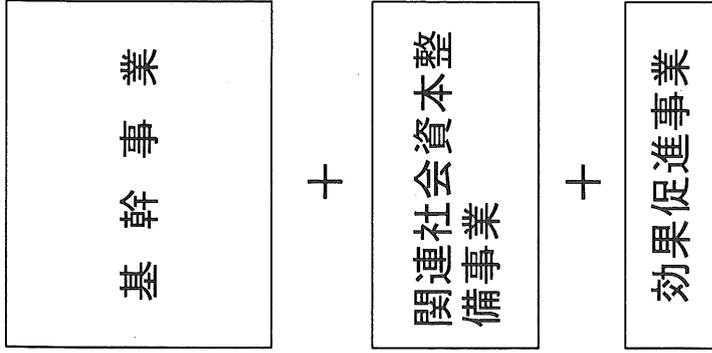
（注）名称等は仮称である

社会資本整備総合交付金

（分野）



左の4分野のそれぞれについて、
下の3事業を組み合わせて
自由に事業を実施可能



特長

使い勝手の向上、客観・透明性の向上等

- ①これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化、統一化
- ②計画（分野毎）に位置づけられた事業の範囲内で、自治体が国費を自由に充て可能
- ③客観性・透明性の確保（国民による評価やチェックの確保）
 - ・各地方公共団体は、計画及びその進捗状況を公表
 - ・計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表